別表第一土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の項の次に次のように加える。

漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）	第十条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務

別表第一海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令（平成八年政令第二百十三号）の項及び別表第二漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の項を削る。

（相続税法施行令等の一部改正）

第八条　次に掲げる政令の規定中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改める。

一　相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第一条の二第一項第三号ロ

二　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第六条の七第一号ホ

三　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第十四条第二号

四　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）第六条第二号

（漁業登録令の一部改正）

第九条　漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「、これを目的とする先取特権若しくは抵当権又は入漁権の設定、保存、」を「の」に、「又は消滅」を「若しくは消滅」に、「始期附」を「始期付き」に、「停止条件附」を「停止条件付き」に改め、同条に次の一号を加える。

三　漁業権を目的とする先取特権若しくは抵当権若しくは入漁権の設定、保存、移転、変更若しくは消滅に関して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他将来において確定すべきものであるとき。

第二十九条第一項中「第五十一条」を「第百十八条」に改める。

第四十一条第一号中「設定」を「取得（漁業法第六十九条第二項の規定によるものに限る。）」に改め、同条第三号中「取消」を「取消し」に改め、同条第五号中「第三十九条第一項又は第二項」を「第九十二条第二項又は第九十三条第一項」に改める。

第四十二条第一項中「第四十四条」を「第九十九条」に改め、同条第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（中小漁業融資保証法施行令の一部改正）

第十条　中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（漁業の指定）

第二条　法第十条第二項第一号の政令で定める漁業は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十七条に規定する大臣許可漁業のうち主務省令で定めるものとする。

（関税法施行令の一部改正）

第十一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第七号に掲げる母船式捕鯨業に従事する船舶」を「漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項（農林水産大臣による漁業の許可）の許可を受けた船舶であつて母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて漁業に従事する船舶により行う漁業をいう。）に従事するもの」に改める。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第十二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第一号中「、地方公共団体の議会の議員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は地方公共団体の議会の議員」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十三条　次に掲げる政令の規定中「第百十八条第一項（同法第百三十二条」を「第百五十九条第一項（同法第百七十三条」に改める。

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第二条第四号

二　財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）別表第一の三の項

（海岸法施行令等の一部改正）

第十四条　次に掲げる政令の規定中「及び同条第三項」を「並びに同条第三項」に、「第三十九条第七項から第十五項まで」を「第百七十七条第二項、第三項前段、第四項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改める。

一　海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第一条の五第一項第二十七号及び第二項ただし書

二　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）第十二条第三項ただし書

三　福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）第八条第三項ただし書

四　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第二十一条第三項ただし書

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第十五条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第七号に掲げる母船式捕鯨業に従事する船舶」を「漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた船舶であつて母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて漁業に従事する船舶により行う漁業をいう。）に従事するもの」に改める。

（中小企業等協同組合法施行令等の一部改正）

第十六条　次に掲げる政令の規定中「第百二十一条の六第一項」を「第百十八条第一項」に改める。

一　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十八条の四第四号

二　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条の五の二第四号

三　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第四条の四第四号

四　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第十五条第三号

五　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第四十四条の九第四号

六　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第十八条の五第四号

七　無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）第四条第三号

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第十七条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の五第一項第一号中「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

第四十九条の六の表水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定の項中「第百二十一条の五の六」を「第百十四条」に、「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

第五十二条第三号中「第百二十一条の六第一項」を「第百十八条第一項」に改める。